

“コロナ差別”と人権課題

—— 誰もが安心して暮らせる社会を目指して ——

はじめに

新型コロナウイルス感染症の感染拡大とともに、様々な人権問題が発生しています。この資料は、感染症に関連して陥りやすい思考のスパイラルから抜け出すヒントを共有するために、これまで当センターが発行してきた情報誌「TOKYO 人権」からいくつかの記事を抜粋し、まとめたものです。研修等においてご活用いただき、人権意識の大切さを考え直す契機としていただければ幸いです。

※ご活用の際には当センターまでお知らせください。

目 次

- 1 無自覚な差別に人権意識で立ち向かう
……「TOKYO 人権」第 87 号（2020 年 9 月 10 日発行）特別企画（一部改変）
- 2 ハンセン病隔離政策による“家族の被害”とは
……「TOKYO 人権」第 87 号（2020 年 9 月 10 日発行）特集記事（一部抜粋）
- 3 HIV を正しく理解し、エイズについて自然に話せる社会をつくりたい
……「TOKYO 人権」第 74 号（2017 年 5 月 31 日発行）インタビュー（一部抜粋）

1 無自覚な差別に人権意識で立ち向かう

新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない中、感染者や医療従事者に対する誹謗中傷やいじめが発生しています。国や自治体等が人権に配慮した行動を呼びかけるなど、人権擁護を求める声が多方面で上がっています。新型コロナウイルス感染症と人権をテーマに、感染症と差別行動の関係を分析しながら、あらためて人権意識の大切さを考えたいと思います。

■ 何が差別に向かわせるのか

2020 年夏季に開催されるはずであった東京 2020 大会を前に、突然世界を襲った新型コロナウイルス。社会全体が混乱し、外出自粛が孤立を招き、経済的にも精神的にも多くの方が困難を抱えた生活を余儀なくされました。感染者やその家族が嫌がらせを受けたり、医療従事者などが心ない言葉を浴びせられ、差別的な扱いを受けたりしたことが報じられています。社会病理のように人の心にはびこる差別心が、差別行動に向かわせているのではないか。疑心暗鬼な空気が立ち込める中で、知らず知らずのうちに差別する側に引き込まれることがあってはならないと警鐘を鳴らす専門家の声をヒントに、本特集では、何が人を差別に向かわせるのかという根源的な問いかけをしたいと思います。

■ 「自粛警察」という「正義」

2020 年 3 月、日本赤十字社は新型コロナウイルスの特徴を 3 つの感染症という顔を持つとして次のように説明し、話題になりました。「この“感染症”の怖さは、病気が不安を呼び、不安が差別を生み、差別が更なる病気の拡散につながることです」。これは、病気そのものだけでなく、新型コロナウイルス感染症の影響が長引くにつれ、人の心が生む「差別」が問題の核心となってくることを端的に表しています。なぜ感染拡大が深刻化する中で、差別が問題となっているのでしょうか。差別の心理学を教える上智大学の出口真紀子教授（文化心理学）は、今回の新型コロナウイルス関連の差別を、「差別感情を表に出してはいけないという社会的な規範や理性が失われた結果。自分や家族、地域を守ろうとする正義感が偏見と差別を生んでいる」と分析します。

緊急事態宣言の下、外出自粛や休業要請に応じない人を非難・攻撃する「自粛警察」なる行為は、こういった感情を発露したものと考えられています。「自粛警察」に見られる、市民が市民を取締る行為を、「他人を責めることで自分は大丈夫と思いたい気持ちの裏返し。感染の恐怖への無意識の対処法として、他人の粗探しをし、無意識の中で攻撃的な行動として現れる」と出口氏は言います。

■ 病いと差別

こういった動きは、社会と人の中に変わらずある差別心が引き起こしているのではないかと声を上げる人は少なくありません。なぜなら、歴史を振り返れば感染症と差別は密接に結びつき、繰り返されてきたからです。ハンセン病患者の強制隔離の教訓から新型コロナウイルス関連の差別を考える必要性を唱えるのは、ハンセン病市民学会共同代表の内田博文九州大学名誉教授です。内田氏は、「自粛警察」のような差別的な動きが、かつて市民が「善意」や「正義」を掲げて患者を地域社会から排除した、ハンセン病に対する住民の暴走（無らい県運動）と非常に似ている

と言います。「今回の『自粛』には法的な強制力がなく、国民・市民がそれぞれの価値観に基づいて自主的に自己規制するという形でなされました。今回の、病気をうつす可能性のある人に対するバッシングは、良いことをしているという強い意識が背景にあります。我々は自粛してあげているのだという意識が非常に強く、本人が意識していない形での差別や人権侵害が発生しました。ハンセン病のときも、住民が『善意』と信じて参加し、暴走が起こったが、今回も住民の暴走という点で構図が似ている」と分析しています。また、人は理性やルールなど文明や文化の力で差別意識をコントロールしているとした上で、「社会の混乱下で、そういった文明的なものが働かない状態になると、あからさまに差別したり人権侵害したりしてしまう」と指摘しています。

■「人権」を加えた三大柱で

本来闘うべき相手はウイルスであるのに対し、不安感から感染者等に対して無自覚に攻撃的になり、差別への加担が起こっているのかもしれませんが。また、新型コロナウイルス関連の差別の背景には、日本における人権意識の低さが関係していると、先出のお二人は指摘します。「民主主義や人権意識が日本に入ってくる前の、村八分にされることへの恐怖のような同調圧力で自粛に従わせているに過ぎず、社会として決して誇れるものではありません。日本社会の人権意識の低さを象徴しています」（出口氏）。

内田氏は、日本の持っている脆弱(ぜいじゃく)性が今回の感染症の出現で露呈したと言います。「今回の新型コロナウイルス感染症対策は、医療と経済が二大柱となりましたが、本来ならば人権を加えて三大柱とし、差別や人権侵害の防止に取り組むべきでした。人権を守る対策なしには、新型コロナウイルスと立ち向かう社会は築けません」と警鐘を鳴らします。さらに「人権教育啓発の見直しという課題を突き付けてきています。国の専門家会議だけに任せるのではなく、自治体レベルでもどう改善できるか、それぞれの場面で検討することが必要」と話します。

■ どう対処していけばいい？ できることは

これまでも、社会を覆う不安が生んだ差別や偏見は、罹患(りかん)した患者数よりもずっと多くの人を傷つけ、苦しめました。新型コロナウイルス感染症の終息の見通しが立たない最中、この教訓を今すぐ生かすにはどうすればよいのでしょうか。出口氏は、次のように提案します。「感染者や現場で奮闘した方などを、『大変だったね』と事後的にでも気遣うことが大切です。また、リーダーの立場にある人が率先して差別や人権侵害は許さない、と発信し続けることが大切です。医療に関わる仕事やごみ収集など、エッセンシャルワーカーとして感染の危険にさらされている

人たちに対し、例えばデスクワーク中心の企業の正社員である人がリモートワークができるという『特権』を自覚できれば、偏見や差別的言動が減っていくのではないのでしょうか」。

内田氏は、「人権侵害や差別された方は声を上げにくいのが特徴。そういった方々の声を拾い、メッセージを代弁していく必要があります。また、具体的にこれが被害です、これが差別ですと周知徹底させていく必要があります。被害者が声を上げられる状況をみんなで作っていくことが、差別防止、人権侵害の防止、かつ当事者の勇気づけに繋(つな)がっていく」と話します。

2021年2月現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大はなお続いています。東京2020大会の先送りとともに、再び不寛容な社会へと逆戻りしてしまう恐れがある状況だからこそ、私たちは、再びインクルーシブ(包括的)な社会を目指していく必要があります。

人権を尊ぶ意識が広く浸透し、様々な政策の中心に据えられた社会であれば、誰がいつ感染するかもしれない状況であっても、誰も差別されることなく、安心できるに違いありません。そのためにまずは、無自覚であっても誰かを傷つけている可能性があることを一人一人が常に意識することが必要です。差別に加担していないか、振り返る習慣をつけましょう。気づきをスタートラインとし、人権を尊ぶ意識を周りに行き渡らせることが、誰もができる「困難な今を乗り越えるための原動力」となると考えます。

引用：日本赤十字社「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！～負のスパイラルを断ち切るために」

※記事全文は（公財）東京都人権啓発センターHPでお読みいただけます

>>> https://www.tokyo-jinken.or.jp/publication/tj_87_feature.html



ワーク1 実践しよう！「立ち止まって、考える」

冷静に行動するためにセルフチェックをしてみませんか？

- ☐ 過剰な買いだめで弱い立場の人のライフラインへのアクセスを奪っていませんか（外出が難しい方などが購入できない可能性があります）
- ☐ 特定の国や地域と感染症を結びつけた発言をしていませんか
- ☐ 感情的・衝動的に発された断片的な情報を鵜呑みにしていませんか
- ☐ 入手した情報の発信元が信頼に足るか確認していますか
- ☐ 伝えようとしているその言葉は、大切な人の目を見て言える内容ですか
- ☐ 自分自身に自問して「理性的な行動をしている」と言える状態ですか

2 ハンセン病隔離政策による“家族の被害”とは ～社会はなぜ患者と家族を差別したのか～

日本はおよそ 90 年にわたりハンセン病患者・回復者を強制隔離してきました。この国の隔離政策によって、患者だけではなく、その家族もまた社会から厳しい差別や偏見を受けてきたことはあまり知られていません。東北学院大学准教授で『ハンセン病家族たちの物語』の著者でもある黒坂愛衣（くろさかあい）さんに、ハンセン病患者の家族がどのような差別の被害に今でも苦しんでいるのかについてお聞きしました。

■ ハンセン病とはどのような病気か

ハンセン病は「らい菌」により末梢神経や皮膚が侵される感染症です。感染力は弱く、現在の日本のように衛生状態や生活環境が向上した社会では発病することはほとんどありません。

ハンセン病は、かつては「癩(らい)病」と呼ばれました。重い後遺症として顔や手足に変形が残ることなどから、前世の悪行の報いであるとか、遺伝する不治の病などとされ、いわれのない差別にさらされました。病原菌が発見され、感染症であることが確認されても、こうした偏見がなくなることはなく、むしろ恐ろしい伝染病であるという“感染の恐怖”が加わりました。1940 年代には治療薬が開発され、早期に発見し適切な治療を受けさえすれば「治る病気」となりましたが、患者や家族は想像を絶する差別を受け続けてきました。その理由の一つが、国が行った患者の強制隔離政策にあります。

■ 強制隔離政策が引き起こした 患者と家族に対する人権侵害とは

日本は 1907 年、地域社会を追われ放浪する患者を療養所に収容する法律「癩予防ニ関スル件」を制定しました。さらに 1931 年には、放浪者か否かを問わず全ての患者を強制的に隔離可能とする「癩予防法」へと法律を改正しました。全国に開設された療養所は、治療よりも隔離を主目的としていたことから、多くは交通の不便な場所が選ばれ、退所規定もありませんでした。収容された患者は治癒しても療養所で一生を送ることを余儀なくされるだけでなく、重労働を課され、強制的な断種や堕胎が行われたほか、待遇改善を求めると監禁されるなど、深刻な人権侵害を受けてきました。

昭和初期から第二次世界大戦後にかけて、官民一体となって患者を探し出し、療養所に送り込む「無らい県運動」が全国で推進されました。住民同士の密告さえ奨

励され、各県が収容者数を競うこの政策は、人々の病気への恐怖心をさらにかきたて、恐ろしい病気という誤った考えを人々に植え付けました。

患者だけではなく家族も嫌悪し、差別の対象とする社会構造がこうして地域に根付いていったのです。家族は差別から身を守るため、患者と縁を切ったり、患者が死亡したと周囲に偽ったりするケースも少なくありませんでした。これについて、黒坂愛衣さんは次のように語ります。「隔離政策は患者とその家族の関係を大きく傷つけました。ハンセン病の回復者の中には『療養所で激しい人権侵害を受けた上、家族にも見捨てられた』と話す人がいる一方、家族の側にもそうせざるを得ないほど、社会から厳しい差別を受けている現実がありました。これこそが、ハンセン病問題の深刻さを物語っています」。

※記事全文は（公財）東京都人権啓発センターHP でお読みいただけます
>>> https://www.tokyo-jinken.or.jp/publication/tj_87_feature.html



ワーク2 もっと詳しく学んでみましょう

① ハンセン病問題から学ぶべきこととは何でしょうか。

（参考）厚生労働省発行「ハンセン病の向こう側」を読んでみましょう。

>>>>>>



② いまだに残されている「未解決の問題」とは何でしょうか。

（参考）「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」の前文を読んでみましょう。

>>>>>>



参考

黒坂愛衣『ハンセン病家族たちの物語』世織書房、2015年



3 HIV を正しく理解し、 エイズについて自然に話せる社会をつくりたい

かつて、HIV（注 1）感染は死に直結すると恐れられていました。しかし、医療の進歩により、現在は早期に発見し適切な治療を受けることで、健康な人とほとんど変わらない生活を送ることができるようになっていました。それにもかかわらず、社会の理解が進んでいないために、HIV 陽性者はいまでも差別を受けることが少なくありません。この課題にどう向き合うべきか、HIV 陽性者（注 2）とその周囲の人たちの支援をおこなう「NPO 法人ぷれいす東京」代表の生島嗣（いくしまゆずる）さんにお話をうかがいました。

注 1）HIV：ヒト免疫不全ウイルスの略称。このウイルスによって免疫細胞が破壊された結果、後天的に免疫が働かなくなり、別の病気にかかった状態をエイズ（AIDS 後天性免疫不全症候群）と呼ぶ。HIV は俗に「エイズウイルス」と呼ばれるが、病気の仕組みから考えるとこの俗称は誤りである。

注 2）HIV 陽性者：HIV に感染している人の総称。エイズを発症した人と、感染してはいても発症していない人の両方を含む。

■ HIV に関する医療の進歩で、何が変わりましたか

1996 年ごろに HIV の増殖を抑える HAART（多剤併用療法）が導入され、これによって、完治はしませんがエイズの発症を防ぐことが出来るようになりました。今では、HIV 感染は、かつての“死の病”ではない、感染したら一生付き合っていかなければならない“ただの病気”です。けれど今でも、社会の偏見・差別が、HIV 感染をただの病気にさせてくれない、そんな状況が続いています。

医療の進歩で、現在では HIV 陽性者も定年まで働き、老後の人生を普通に考えることができる時代になりました。寿命は、健康な人と比べても数年しか差がなくなっています。適切な服薬治療を受ければ、検出できなくなるまで HIV を減らすことができ、他人へは感染しなくなります。子どもへの感染を防ぎながら、普通に妊娠・出産・育児することだってできるんですよ。

HAART 導入以降、ぷれいす東京の支援活動も大きく変化しました。それまでは、余命が限られた人たちの通院などをサポートすることが活動の多くを占めていました。しかし、新しい治療法が広まってからは、長い人生を見据えた支援へと移行したのです。とはいえ、私たちの活動が楽になったわけではありません。困難さの質が「短距離走」から「マラソン」に変わったようなものではないでしょうか。

どんな人にも、人生にはさまざまなライフイベントやアクシデントがあるものですが、同じ出来事でも、HIV 陽性者は社会の無理解のせいで、理不尽な目に遭うこ

とが多いのです。問題は本人だけでなく、周囲の人にも影響しますから、ぶれいす東京では、家族やパートナー、職場の人、本人が利用する社会サービスの職員など、本人に近い人たちからの相談も受け付けています。近年は、インターネットでさまざまな医療情報を調べられるようになりましたが、他の陽性者が普段どのように生活しているのかを知ることができません。だから、新たに感染がわかった人は、先行きが見通せず、不安になることがあります。そうした事情もあって、ぶれいす東京で受ける電話相談は1年間で約1,250件、対面相談は約700件と、かなりの数に上っています。

■ HIV への理解を広めるために考えていることは

人は自尊感情が低いと健康を保つための基本的な行動をとるのが困難になるということが多くの研究から明らかになっています。ですから、さまざまな生きづらさを抱える人たちの健康を保つためには医療だけでなく、地域福祉や人とのつながりの構築など広範囲の支援が必要です。ぶれいす東京には、HIV 陽性者から生きづらさについての相談も多く寄せられます。HIV の問題もまた、隣接するさまざまな社会課題と無縁ではありません。みんなが健康で幸せに暮らせる、よりよい社会にしたい。その実現の一端を担えるよう、これからも活動を続けていこうと思っています。

※記事全文は（公財）東京都人権啓発センターHP でお読みいただけます

>>> https://www.tokyo-jinken.or.jp/publication/tj_74_interview.html



ワーク3 もっと詳しく学んでみましょう

- ① どのような理解が進めば感染症に感染した人やその周りの人を地域ぐるみで受け入れていけるとおもいますか。
- ② 医療機関、社会福祉施設、学校及び職場等における偏見・差別を解消するにはどうしたらよいとおもいますか。

参考

生島嗣さんが代表を務める NPO 法人ぶれいす東京では、HIV 陽性者と身近な人たちの手記集を無料で配布しています。HIV/エイズを理解するためにお役立てください。

冊子『Living with HIV 身近な人から HIV 陽性と伝えられたあなたへ』

>>>



おわりに

ペストやコレラ等の感染症の流行により多大の苦難を経験してきた人類にとって、感染症の根絶は悲願と言えます。一方、過去にハンセン病、HIV などの感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在した事実を重く受け止め今後に生かす必要があります。

「戦うべき本当の相手は人ではなくウイルス」であることを忘れてはなりません。いかなる状況下でも誰もが安心して暮らせる社会をつくるため、不確かな情報に惑わされて人権侵害につながることをのこさないよう、正しい情報に基づいた冷静な行動が大切です。

人権学習資料「“コロナ差別”と人権課題－誰もが安心して暮らせる社会を目指して－」

発行日：2021 年 2 月

構成・執筆：吉田加奈子（専門員）、林勝一（専門員）

発行：公益財団法人東京都人権啓発センター

〒105-0014 東京都港区芝二丁目 5 番 6 号 芝 256 スクエアビル 2 階

電話：03-6722-0085 ファックス：03-6722-0084 <https://www.tokyo-jinken.or.jp/>

※無断転載はお断りします。本資料を研修等でご利用の際は出典をご明記ください。